

岐阜県公報

目次

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 指定医療機関の廃止の届出	(地域福祉国保課)	一一七	ページ
平成二十三年産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格 等	(同)	一一八	
道路の区域変更	(林政課)	一一八	
道路の供用開始	(道路維持課)	一一八	
岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の 部改正	(同)	一一九	
	(出納管理課)	一一九	
落札者等に関する公示	(健康福祉政策課)	一一九	
公共測量の実施	(用地課)	一一一	
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	一二三	

公示

告示

第二千三百二十二号
平成二十四年二月二十一日
(火曜日)

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	指定年月日
すこやか真和はり灸治療院		橋本 光隆	愛知県名古屋市中村区日吉町二九 千成ソニールビル 吉七〇二	平成三・六・三
治療院じゅうべえ		石垣 宏和	高山市石浦町九 四三〇	平成三・七・一
フナト治療院		舟戸 万喜七	各務原市那加東新町一 七	平成三・七・二
明光鍼灸治療院		大野 哲朗	高山市岡本町三丁目一 九四一〇	平成三・七・三
まごころマッサージ			名古屋市中村区並木二 三	

治療院 増田 理恵 一八二 平成三・七・五

さくら接骨院 戸倉 崇 八 愛知県春日井市六軒屋町六 平成三・八・一

谷口鍼灸院 谷口 茂夫 高山市宗猷寺町一五八 平成三・八・四

奥山接骨院 奥山 義和 大垣市木戸町四〇二一 平成三・九・九

中川接骨院 中川 万植 揖斐郡揖斐川町島二九一 平成三・九・七

ひらもと健生療院 平元 健嗣 九 各務原市鷺沼西町四二二七 平成三・一〇・三

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称開設者所在地廃止年月日

大乘坊治療院 大乘坊 靖 高山市丹生川町方一三 九七 一メーブルハイム 平成三・六・三

一一二二二号

岐阜県告示第七十一号

県が生産した平成二十三年産産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとお

り定めたので、林業用種苗配付規則（昭和二十四年岐阜県規則第六号）第三条の規定により告示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

林業用種子

種類	樹種	予定数量(キログラム)	一キログラム当たりの税込み価格(円)
同	すのぎ	六・〇〇〇	一三、一四七
同	ひのき	四・〇〇〇	一三、一四七
同	あかまつ	〇・五〇〇	一三、一四七
同	くるまつ	〇・三〇〇	一三、一四七

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	打保線	飛驒市神岡町和佐保字水上洞一四三番一地先から	前	五、三	五、六	
	神岡線	同	後	三、一	五、六	
	停車場	同		六、一		

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域変更告示年月日）
県道	打保 神岡線 停車場	飛驒市神岡町和佐保字水上 洞一四 二番一地先から 同 市同 字同 一四 一 番二地先まで	五・六	平成 二四・二・三	平成 二四・二・三

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域変更告示年月日）
		飛驒市宮川町葉之内字ささが			

一般 国道 号	三百六十	り三一八番一地先から 同 市同 字同 三一六番一地先まで	一七・三	平成 二四・二・三	平成 二三・五・八
---------------	------	------------------------------------	------	--------------	--------------

岐阜県告示第七十五号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一中「美濃市」を「美濃市」各務原市」に改める。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 購入物品の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,880,000kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成23年12月16日
 4 落札者を決定した日 平成24年 1月31日
 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市長区東新町 1番地
 中部電力株式会社
 代表取締役社長 水野 明久

6 落札金額 45,493,224円
 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 部局の名称 岐阜県保健環境研究所
 所 在 地 岐阜原市那加不動丘 1丁田 1番地

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 岐阜市

二 作業種類
 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間
 平成二十四年二月十日から
 同 年三月三十一日まで

四 作業地域
 岐阜市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 大垣市

二 作業種類
 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間
 平成二十四年二月十三日から
 同 年三月三十一日まで

四 作業地域
 大垣市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの
 で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 多治見市

二 作業種類
 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間
 平成二十四年二月十日から
 同 年三月三十一日まで

四 作業地域
 多治見市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたの
で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中津川市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月九日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

中津川市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月九日から
同 年三月三十日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月九日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 作業機関 飛驒市</p> <p>二 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p> <p>三 作業期間 平成二十四年二月九日から 同 年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 飛驒市</p> <p>公共測量の実施</p>	<p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により岐南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 作業機関 岐南町</p> <p>二 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p> <p>三 作業期間 平成二十四年二月十三日から 同 年三月二十三日まで</p> <p>四 作業地域 羽島郡岐南町</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、</p>
--	---	---

<p>同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 作業機関 神戸町</p> <p>二 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p> <p>三 作業期間 平成二十四年二月十三日から 同 年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 安八郡神戸町</p>
---	---	---

<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				
<p>一 作業機関 池田町</p> <p>二 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p>				
<p>三 作業期間 平成二十四年二月十三日から 同 年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 揖斐郡池田町</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				
<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐建築第二五号の二一 平成二三・八・一一 同岐建築第三二号の一五 同二三・九・一五</p>	<p>羽島市江吉良町字東川原九三八番から九四六番まで</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>多治見市高根町四丁目一九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山 口 眞 里</p>
<p>同岐建築第二六号の六 同二三・七・一三</p>	<p>瑞穂市十九条字人前一七三番一、一七四番一及び一七四番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市馬場春雨町一丁目五〇番地の二 司不動産有限公司 代表取締役 安 藤 秀 司</p>
<p>同岐建築第二六号の一〇 同二三・一〇・四 同岐建築第三二号の二三一 同四・一・一〇</p>	<p>同 市只越字八幡西二二八番一、二二八番一、二二九番一、二二九番一、二二三番及び二二二番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼 井 泉</p>
<p>同岐建築第二七号の六 同二三・一一・二一</p>	<p>羽島郡岐南町伏屋二丁目七八番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

同岐建築第二八号の二 同二三・一一・四 同岐建築第三二号の二〇 同二三・一一・二〇	本巢郡北方町北方字地下三〇三番一、三〇四番一、三〇四番四及び三〇四番六	道路	同	本巢市仏生寺二六六番地の二 株式会社鶴飼組 代表取締役 鶴 飼 幸 子
同西建築第五二号の二三 同二一・五・一一 同西建築第六六号の四 同二二・八・一〇	海津市海津町内記字四の割四一九番	道路	同	海津市海津町内記一九四番地 株式会社ニツセキ 代表取締役 石 原 良 美
同中建築第四三号の二 同二一・一〇・二〇 同中建築第五四号の一〇 同二二・一一・一〇 同中建築第六八号の三 同二三・一〇・二八	関市桐ヶ丘三丁目一番一の一部及び一番二(第一工区)	緑地	同	関市若草通三丁目一番地 関市長 尾 関 健 治(関市立関商工高等学校)

平成二十四年二月二十一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・オール・テクノセンター